

安全保障理事会決議 2117 (2013)

2013年9月26日、安全保障理事会第7036回会合にて採択

安全保障理事会は、

国際の平和および安全の維持に対する国際連合憲章の下での安保理の主要な責任を想起し、また最近の武力紛争の大部分において最も頻繁に用いられた武器としての小型武器の重要性に留意し、

2010年3月19日の(S/PRST/2010/6)、2009年1月14日の(S/PRST/2009/1)、2007年6月29日の(S/PRST/2007/24)、2005年2月17日の(S/PRST/2005/7)、2004年1月19日の(S/PRST/2004/1)、2002年10月31日の(S/PRST/2002/30)、2001年8月31日の(S/PRST/2001/21)および1999年9月24日の(S/PRST/1999/28)安保理議長諸声明、並びに1998年9月16日の(S/RES/1196(1998))ものを含む、安保理の他の関連する諸決議および小型武器に関する安保理議長諸声明を想起し、

国際連合憲章の第51条において認められた個別のおよび集団的自衛の権利並びに全ての諸国の合法的な安全保障の要求は十分に考慮されるべきことを強調し、そして小型武器は、合法的な安全保障、スポーツおよび商業的な理由のため国家により売買され、生産されそして保持されることを認識し、

世界の多くの地域における小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用が、国際の平和および安全に対して脅威を与え続け、生命の著しい損失を引き起こし、不安定と危険の原因となりそして国際の平和および安全の維持に対する安保理の主要な責任を履行する安全保障理事会の有効性を損ない続けていることを深刻に懸念し、

小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用から生じる脅威が、国の、地域のおよび準地域の状況に従って様でないことを認識しまた一般的な必要性および課題に対処する対応を奨励し、

小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用から生じる脅威、とりわけアフリカにおけるもの、に対処する能力構築の重要性を認識し、この悩みに取り組むために、国家、国際的な、地域的なおよび準地域的な機構が行ってきた取組を歓迎し、そしてこれらの取組に対する支援を強く奨励し、

小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用を予防しまた対処する能力構築において、加盟国並びに政府間の、地域のそして準地域の機構を支援することの重要性を強調し、

国際テロ、越境組織犯罪、薬物取引、資金洗浄、他の違法な金融取引、小型武器の違法な仲介と武器取引の間の密接な関係および天然資源の違法な搾取、そのような資源の違法な貿易と多くの紛争をあいまた悪化させている主要な要因としての武器の拡散と取引との間のつながりを懸念をもって想起し、

国際連合平和維持要員の安全と平和維持活動の職務権限を履行することにおけるその有効性に対して、また人道要員の安全および人道援助の効果的な提供に対して、小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用が与える継続している脅威に懸念を表明し、

小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用が武力紛争をあいまたそして、とりわけ女性と女児に対して行われた暴力についての過剰な影響、および性的およびジェンダーに基づく暴力を悪化させること並びに適用可能な国際法に違反した武力紛争の当事者による子どもの勧誘と使用を含む、武力紛争下の文民の安全に関する、人権、人道、開発および社会経済的に広範な否定的結果を有していることを深刻な懸念をもって想起し、

本決議が、安保理が命じた武器禁輸の関連を含む、小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用に焦点を絞っていることに留意し、

小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用に対抗することにおいて、紛争の激しさをやわらげること並びに国際の平和および安全を脅かすか破壊する事態の平和的解決に資する条件を創り出すことにおいて安保理が命じた武器禁輸の重要な貢献を認め、そして紛争予防、紛争後の平和構築、武装解除、動員解除および再統合並びに治安部門改革において安保理が命じた武器禁輸が果たす貢献もまた認め、

国連セーフ・ガード計画の下で策定された国際的な弾薬の技術的指針（IATG）および武器と弾薬の貯蔵管理慣行における国際的な小型武器規制基準（ISACS）のような自発的な指針の適用を通したも

のを含む、地球規模のまた地域的な基準に従った、小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用を防止する重要な手段としての小型武器と弾薬の効果的な物理的安全と管理の価値を認識し、

紛争予防と紛争後の平和構築において小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用に対処することの重要性を強調し、そしてこの文脈において、政治的、社会的、経済的な開発と安全上の側面を統合し、子どもと女性の特別な必要性、また安保理決議 1325 (S/RES/1325(2000)) に一致した、平和および安全の維持と促進のためのあらゆる取組に女性の完全且つ効果的な参加に備える、武装解除、動員解除および再統合に対する包括的な国際的、地域的並びに国の対処方法の重要性を強調し、

国際の平和および安全に対して小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用が与える脅威、並びに武力紛争下の文民に対する破壊的な影響を防止する国家の責任を強調し、

小型武器の悪用が深刻な犯罪に終わることを認識しそしてそれ故ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から住民を保護する責任に関するその第 138 項と 139 項を含む武力紛争下の文民の保護に関する 2005 年世界サミット成果文書を再確認し、

小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用により与えられた国際の平和および安全に対する脅威に対処することにおいて、加盟国、政府間の、地域のそして準地域の機構により行われた取組に感謝の念をもって留意し、そしてそのような取組を支援することにおける市民社会の重要な役割に留意し、

これに関連して、国際の平和および安全に対して小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用が与える脅威に対処することにおける関係者の中の協力、調整および情報共有の重要性を強調し、

小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用に對抗する決定的な文書としての小火器、その部品と構成物および火薬の違法な製造と取引防止に関する議定書、あらゆる側面で小型武器の違法な取引を防止し、闘い、根絶するための行動計画および時宜を得た、信頼し得る方法による非合法小型武器の特定および追跡を国家に可能ならしめるための国際文書を含む、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約およびその議定書の重要なまた中心的な役割を認識し、

武器貿易条約の採択を認め、幾つかの国による同条約の署名および批准に留意し、そして人類の苦しみを減少させそして協力関係を促進しつつ、それが国際的なまた地域的な平和、安全および安定に果たすことができる重要な貢献を期待し、

安保理が命じた武器禁輸をより効果的に実施する国際連合と加盟国のための、武器の特定と情報共有のためのものを含む、より良い任意の手段を提供する、INTERPOL と国際連合平和維持活動局との間の 2009 年補完協定並びに INTERPOL と安保理の制裁委員会との間の個別の協定を含む国際連合と UNTERPOL との間の協力関係の増加を歓迎し、

「小型武器」と題された 2013 年 8 月 22 日の安保理への事務総長報告書 (S/2013/503) を歓迎し、

小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用を防止するための、他の現行の取組や過程を支援することを含む、現実的な措置をとり続けることを決定し、

1. 小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用に対処することにおいて、加盟国、地域的なまた準地域的な機構により行われた取組を歓迎し、そして準地域的なまた地域的な協力関係、調整および情報共有制度、とりわけ、小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用を予防し、闘いそして根絶することを目的とした、国境を越えた税関協力および情報共有ネットワークの、設立若しくは、適当と認められる場合には、強化を奨励する。

2. 加盟国に、安保理が命じた武器禁輸を完全且つ効果的に遵守しそしてそのような武器禁輸に違反する活動に対するあらゆる法的および行政的措置を含んで、また関連する安保理決議に従って、武器禁輸の申し立てられた違反についてのあらゆる関連する情報を関連する制裁委員会に利用可能とすることにより、安保理が命じた武器禁輸に違反して小型武器の供給、売却、移転若しくは輸出を防止するため信頼に足る情報に基づいて行動することにより、安保理の職務権限に従って関連する安保理が命じた要員による妨害のない立ち入りを促進することにより、そして国際追跡文書のような関連する国際基準を適用することにより、全ての関連する国際連合機関との協力を通じたものを含んで、適切な措置を講じるその義務を、思い出させる。

3. 安保理が命じた武器禁輸の対象となる加盟国に対し、命じられたように、小型武器の貯蔵の安

全、説明責任および管理を高めることにより国家所有の若しくは管理した武器の迂回を避けること、武器禁輸の例外に従って供給された小型武器の監視を改善すること、押収されたか、没収されたか若しくは引き渡された小型武器および弾薬が記録されそして適切な方法で処分されたことを確保することを含んで、また国際追跡文書に従って国の武器刻印計画を実施することにより、禁輸を実施した強制することを求める。

4. 安保理が命じた武器禁輸に関係する加盟国若しくは地域の中に位置する国際連合平和維持活動および他の関連する安保理が命じた組織は、安保理が必要とみなした場合、その武器禁輸の監視の履行および遵守についての適切な専門知識で、受け入れ国政府、関連する制裁委員会および関連する専門化集団を支援することができることをくり返し表明する。

5. そのような平和維持活動および関連する安保理が命じた組織は、安保理が必要とみなした場合、既存の世界的および地域的な文書の下での約束を履行するためまた武器収集、武装解除、動員解除および再統合計画、物理的な安全と貯蔵管理慣行を高めること、記録保持および追跡能力、国の輸出入規制制度の策定、国境の安全の強化、並びに司法制度と法執行能力の強化を通したものを特に含んで、小型武器の違法取引に対処するため、要請された場合には、受け入れ政府の能力構築を支援することができることをくり返し表明する。

6. 安保理が命じた武器禁輸の履行を監視する安保理の責任を再確認した必要な場合には、武器禁輸を効果的に監視するため国際連合ミッションに献身的な職員若しくは監視部隊を配属することを通したものを特に含んで、武器禁輸監視制度を強化するため、適切な措置を講じる安保理の意図を再確認する。

7. その職務権限の範囲内で、専門家グループ、平和維持活動および他の関連する国際連合組織との間の、違法な武器の移転、小型武器の違法な仲介、違法な金融活動、疑われる商人および取引経路に関するものを含む、起こり得る武器禁輸違反に関する、情報共有を奨励する。

8. 事務総長に対し、安保理が武器禁輸を持続している国や地域で活動している関連している国際連合機関が、その武器禁輸の履行および遵守監視における関連する制裁委員会、専門家グループ、平和維持活動そして他の関連する国際連合組織の活動に対して最大限の支援を提供するということを指示

することを要請する。

9. 国家は、テロリストに対する小型武器を含む兵器の供給を削減するものとするというその決定並びに武器の取引に関する活動上の情報の交換を強めまた加速する方法を見つけ出し、そして国の、準地域の、地域のそして国際的なレベルでの取組の調整を強化するという国家に対する安保理の呼びかけを再確認する。

10. 加盟国、関連する国際連合組織、政府間の、地域のそして準地域の機構に対して、そのようにする立場にありそして適当と認められる場合に、潜在的に影響を受けた国家とまた制裁委員会および平和維持活動を支援している専門家グループを含む、関連する国際連合組織と共に、疑われる商人および取引経路に関して協力した情報を共有し、金融取引と小型武器のため仲介活動もしくはその迂回並びに小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積または悪用に関係する他の情報を疑うことを促す。

11. 加盟国に対し、元戦闘員の武器収集、武装解除、動員解除および再統合並びにそのように命じられた場合には国際連合平和維持活動による物理的な安全および貯蔵管理計画を支援することを求める。

12. 加盟国、国際連合組織、政府間の、地域のおよび準地域の機構に対し、その全ての側面における小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用と闘いそして根絶するための、あらゆる政策立案、計画立案および履行の過程に女性の完全且つ意味ある参加を促進するための更なる措置を講じることを促しそしてこれに関連して、武装解除、動員解除および再統合並びに司法および治安部門改革取組に関与する全ての者に対し、女性の参加を得て、軍隊および武装集団と関係を有する女性と子どもの特有の必要性を考慮することおよびこれらの計画に、特に、適切な場合には、女性組織を含む、市民社会との協議を通して、彼女たちに十分なアクセスを提供することを求める。

13. 小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用が、紛争と文民の保護に関する影響をおおることを念頭に置き、武力紛争の全ての当事者は、国際人道、人権法および難民法の下で彼らに対して適用可能な義務を厳格に遵守するという安保理の要求をくり返し表明し、そして文民犠牲者を避け、一般市民を尊重し且つ保護するためにあらゆる要求された措置を講じる当事者の必要性を強調する。

14. これに関連して、武力紛争の当事者に対し、人道支援要員、施設および救援積送品を尊重し且つ保護するため国際人道法の下での義務を遵守すること、並びに人道関係者に対する小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用の悪影響を削減し、そして救援積送品、装備および要員の安全、迅速そして妨げられない通過を促進するためのあらゆる要求される措置をとるための措置を講じることを求める。

15. そのような立場にある加盟国および政府間の、地域のおよび準地域の機構に対し、小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積若しくは悪用を予防しまた対処する地方の、国の、地域のおよび世界的なレベルでの、国際援助が支援しまた促進する取組に果たすことができる重要な役割に照らして、適切なやり方で物理的な安全および貯蔵管理並びに違法もしくは安全が十分でない小型武器の廃棄における訓練をとりわけ通して、小型武器の政府の貯蔵を安全にすることを、要請に基づき、援助することを奨励する。

16. 事務総長および政府間の、地域のそして準地域の機構の長に対し、国際の平和および安全に対する小型武器関連の脅威に対処するその協力を強化するためのその取組を継続することを奨励する。

17. 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約および小火器、その部品と構成物および火薬の違法な製造と取引防止に関する議定書を含む、その議定書まだ加入しそして履行していない加盟国に対し、そのようにすることを奨励する。

18. あらゆる側面で小型武器の違法な取引を防止し、闘い、根絶するための国際連合行動計画および時宜を得た方法による非合法小型武器の特定および追跡を国家に可能ならしめるための国際文書の、とりわけ、小型武器の違法貿易を予防し、闘いそして根絶することにおける本当の進展を行うため、小型武器の迂回の防止に関してそこに含まれた措置を適用することに特別な注意を払いつつ、国の、地域のおよび国際的なレベルでの、国家による完全且つ効果的な履行のための必要性を強調する。

19. 国家に対し、可及的速やかに武器貿易条約に署名することおよび批准することを考慮することを促しそしてそのようにする立場にある国家、政府間の、地域のそして準地域の機構に対し、同条約の義務を守りそして履行することを締約国に可能にするために能力構築に援助することを奨励する。

20. 事務総長に対し、本決議の履行に関するものを含んで、小型武器に関する2年に一度を原則とする報告書を安保理に提出することを続けることを要請し、そして時宜を得たやり方で同報告書を審議する安保理の意図を確認する。

21. この問題に引き続き取り組むことを決定する。